

提供日 2023/01/10  
タイトル 静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則の一部改正に向けた意見募集  
担当 交通基盤部 道路局道路整備課  
連絡先 縣市町道班  
TEL 054-221-3018



静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則の一部改正(案)について、意見を募集します。

**(要旨)**

国が、令和3年4月1日付けで「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を改正したことを受け、県においても適切なバリアフリー化を進めるため、「静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則」を一部改正し、旅客特定車両停留施設及び歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路の構造基準を追加することを検討しています。

このため、広く県民の皆様から改正案に対するご意見を募集します。

**(概要)**

**1 意見募集期間**

令和5年1月13日(金)～2月10日(金)

(※当日消印有効。FAX、電子メールの場合は23:59までに受信したもの)

**2 意見提出方法**

- (1) 郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法で意見を受け付けます。  
(電話での受付はしません。)
- (2) 意見書には氏名、住所及び連絡先(電話番号等)を明記してください。

**3 資料の閲覧方法**

インターネットで閲覧 静岡県ホームページ

[http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc\\_bosyuu](http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingi.nsf/pc_bosyuu)

**4 意見の提出方法と提出先**

- (1) 持参・郵送の場合  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県交通基盤部道路局道路整備課(県庁本館2階)
- (2) FAX 054-221-3018
- (3) 電子メール [douro\\_seibi@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:douro_seibi@pref.shizuoka.lg.jp)

**5 注意事項**

- (1) 提出された意見に対して、個別の回答は致しませんので御了承ください。
- (2) 提出された意見に対する県の考え方は、県のホームページにおいて(類似する意見をまとめた上で)お示しします。

**6 問い合わせ先**

静岡県交通基盤部道路局道路整備課  
電話 054-221-3018 FAX 054-221-3565